

多摩地域福祉有償運送運営協議会

特別幹事会

(平成31年度 第1回)

会 議 録

会 議 名	平成31年度多摩地域福祉有償運送運営協議会 第1回特別幹事会
日 時	令和元年7月2日(火) 午後1時30分～午後2時15分
場 所	東京自治会館 大会議室
出席者	委 員 内山・田淵・谷口・秋山・島津・小池(町田委員代理)・本谷・大和田・藤本(堀越委員代理)・田口・八巻・大森(江川委員代理)・神山・遠藤・立川
	説 明 者 特定非営利活動法人 エクセルシア (更新) 社会福祉法人 羽村市社会福祉協議会 (更新) 特定非営利活動法人 地域住民の安全生活応援団 (更新) 特定非営利活動法人 ケアセンター八王子 (新規)
	事 務 局 清瀬市・東大和市
欠席委員	なし
議 題	1 開会 2 委員の自己紹介 3 特別幹事会会長の互選及び副会長の指名について 4 資料の確認 5 会議運営上の確認事項について 6 多摩地域福祉有償運送運営協議会に協議申請された事項の審査等について 7 その他
公開・非公開の別	公 開
非公開の理由	
傍聴人の数	6名
配 付 資 料	<p><b>事前配付資料</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成31年度第1回特別幹事会・第1回運営協議会協議予定団体一覧</li> <li>福祉有償運送 更新登録申請団体要件確認表(3団体)</li> <li>福祉有償運送 新規登録申請団体要件確認表及び申請書類(1団体)</li> <li>多摩地域福祉有償運送運営協議会設置要綱</li> </ul> <p><b>机上配付資料</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>資料1 多摩地域福祉有償運送運営協議会特別幹事会委員名簿</li> <li>資料2 多摩地域福祉有償運送運営協議会79条登録団体等一覧</li> <li>資料3 平成31年度多摩地域福祉有償運送運営協議会第1回特別幹事会審査団体要件確認一覧表</li> <li>資料4 需給状況等一覧</li> </ul>

令和元年7月2日

**【特別幹事会事務局】** 開会  
委員自己紹介  
会議の成立報告  
会長の互選及び副会長の指名

**【特別幹事会事務局】** 大変お待たせいたしました。ここからの議事は会長の進行でお願いいたします。

**【会長】** それでは、限られた時間ではございますので、早速、次第に従いまして進めてまいりたいと思います。

次第の4でございます。資料の確認を事務局よりお願いいたします。

**【特別幹事会事務局】** それでは、事務局より本日の配付資料についてご説明させていただきます。

初めに次第、次に資料1、特別幹事会委員名簿、次に資料2、第79条登録団体等一覧、次に資料3、審査団体要件確認一覧表、最後に、需給状況等の一覧が資料4-1から4-3までございます。

このほかに、多摩地域福祉有償運送運営協議会設置要綱、並びに本日審査をいただく各団体の要件確認表等を事前にお送りしてございます。

資料の不足等はありませんか。不足等がございましたら、事務局までお申しつけいただきたいと思います。

事務局からの説明は以上でございます。

**【会長】** 資料の不足等はよろしいでしょうか。大丈夫ですね。

それでは、続いて次第の5でございます。会議運営上の確認事項について事務局より説明をいたします。

**【特別幹事会事務局】** 会議運営上の確認事項につきまして、事務局よりご説明を申し上げます。

本会議の議事内容につきましては、公開用の会議録を作成いたします。発言される方は、

お手元のマイクを引き寄せまして、手前のボタンを押しますとランプがつきます。ランプがつきましたら、氏名を述べてからお話しいただきますようお願いいたします。

なお、公開用の会議録は、発言者の氏名を、会長、副会長、委員、事務局という表示に変更させていただきます。

また、この特別幹事会は原則公開となっております。ただし、公開することにより協議体の妨げになると会長が判断した場合は非公開とすることができる規定となっております。

最後に、本日の会議を傍聴される方にご連絡させていただきます。本会議の録音・撮影はご遠慮いただくこととなっておりますので、よろしくをお願いいたします。

以上でございます。

**【会長】** 事務局、ありがとうございます。

それでは、続いて次第の6、運営協議会に協議申請された事項の審査等に入りたいと思います。各団体からの申請につきましては、所管の自治体及び特別幹事会事務局が内容の確認をしております。各団体からの申請の概要につきましては、事務局より説明いたします。事務局、お願いします。

**【特別幹事会事務局】** それでは、事務局から説明させていただきます。

申請書類の形式的要件につきましては、所管の自治体及び事務局にて確認をさせていただいております。東京運輸支局への年度実績報告の提出、車両の表示、車内への登録証の配備、運行記録簿や点呼簿の記入状況、旅客名簿の適切な管理、事故記録簿や苦情処理簿の配備等につきましては、所管の自治体を確認してございます。重大な事故の発生は、各団体ともございません。法令の遵守については、各団体より宣誓書の提出を受けてございます。

資料3、審査団体要件確認一覧表をごらんください。今回は、更新登録申請が3団体3件、新規登録申請が1団体1件でございます。事前にお送りしております要件確認表以外の申請書類は、所管の自治体及び事務局で保管しておりますので、必要があればお申しつけいただきたいと存じます。

それでは、確認内容等につきましてNo. 1からNo. 4まで順番に説明させていただきます。

No. 1、調布市所管の特定非営利活動法人エクセルシアでございます。運転者、会員数及び損害保険に変更がございます。

続いてNo. 2、羽村市所管の社会福祉法人羽村市社会福祉協議会でございます。運転者、

運行管理責任者、会員数及び損害保険に変更がございます。

続いてN o . 3、八王子市所管の特定非営利活動法人地域住民の安全生活応援団でございます。運送主体の所在地、使用車両、運転者、会員数及び損害保険に変更がございます。

最後にN o . 4、同じく八王子市所管の特定非営利活動法人ケアセンター八王子でございます。こちらは新規申請の団体となります。運送主体及び事務所は特定非営利活動法人ケアセンター八王子、所在地は八王子市となっております。法令遵守につきましては、宣誓書が提出されていることを確認してございます。旅客から収受する対価は距離制でございます。使用車両は3台で、いずれも運送主体の所有となっております。運転者及び運行管理体制につきましては、所要の書類が提出されてございます。運送対象者は13名で、内訳は要介護認定者12名及び要支援認定者1名となっております。損害保険につきましては、対人及び対物とも無制限の保険に加入してございます。

事務局からは以上でございます。

**【会長】** 事務局、ありがとうございます。

それでは、審査に入りたいと思います。審査方法でございますが、更新協議の3団体3件につきましては一括で審査し、その後に新規協議の1団体1件についてのご審査をいただければと思いますが、そういった方法でよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

**【会長】** ありがとうございます。

それでは、更新協議3団体3件につきましては一括の審議とさせていただきたいと思えます。

それでは、審議に入ります。補足説明がございましたら、所管の各市からお願いいたします。なお、各市の需給状況につきましても、資料4に基づき所管の各市からご説明をお願いいたします。着座で結構でございますので、ご説明をよろしくお願ひしたいと思います。

それでは、初めに特定非営利活動法人エクセルシアにつきまして、所管の調布市さんよりお願いしたいと思います。

**【調布市】** 調布市でございます。よろしくお願ひいたします。

初めに調布市の状況についてご説明いたします。調布市は本年4月1日現在で人口は23万5,805人となっております。資料4-1をお願いいたします。

タクシーにつきましては4社運行しており、計230台となっております。続いて、ユ

ユニバーサルデザインタクシーにつきましては2社15台、福祉タクシーにつきましては1社2台、介護タクシーにつきましては9社14台、福祉有償運送につきましては3団体10台となっております。

次に、介護保険の要介護認定者につきましては本年3月31日現在で6,725人、要支援認定者につきましては3,527人となっております。また、障害者の認定者でございますが、身体障害者手帳所持者が5,148人、愛の手帳所持者が1,312人、精神障害者福祉手帳所持者が2,160人、いずれも本年3月31日時点の数となります。

それでは、No. 1、特定非営利活動法人エクセルシアについてご説明いたします。こちらは更新登録になります。前回からの変更点は事務局説明のとおりでございます。なお、本年6月25日に法人事務所を訪問しまして、運営記録簿や変更簿等の書類の確認、旅客名簿を適切に管理していることを確認いたしました。また、使用車両につきましても、車両の表示、車内に登録証写し、運転者証、利用対価表、事故の記録、苦情処理簿等が整備されていることを確認し、適正に管理、運営がなされている状況をご報告いたします。なお、運転者は全員70歳以下で高齢のドライバーはおりません。運転者は年1回定期健康診断を受診し、運行前に対面確認を行うなど健康管理に努めております。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。以上でございます。

【会長】 ありがとうございます。

それでは、続きまして、社会福祉法人羽村市社会福祉協議会につきまして、所管の羽村市さんよりご説明をお願いしたいと思います。

【羽村市】 羽村市でございます。どうぞよろしく願いいたします。

羽村市の人口でございますが、本年4月1日現在で5万5,565人となっております。羽村市の需給状況でございます。資料4-2をお願いいたします。

タクシーにつきましては2社運行しており、計33台となっております。続いてユニバーサルデザインタクシー、福祉タクシーにつきましては該当がございません。介護タクシーにつきましては10社15台、福祉有償運送につきましては、1団体3台となっております。

次に、介護保険の要介護認定者につきましては、本年3月31日現在で1,548人、要支援認定者につきましては605人となっております。また、障害の認定者でございますが、本年3月31日現在で身体障害者手帳所持者が1,488人、愛の手帳所持者が455人、精神保健福祉手帳所持者が477人とそれぞれなっております。

それでは、No. 2、社会福祉法人羽村市福祉協議会についてご説明いたします。こちらは更新登録でございます。前回からの変更点は事務局説明のとおりでございます。本年5月13日に団体事務所を訪問いたしまして、運営記録簿等の書類を確認いたしました。また、使用車両につきましても確認し、適正に管理、運営がなされている状況をご報告いたします。また、7月に運転免許の有効期限が切れる運転者が2人おりますが、それぞれ更新を行う予定となっております。また、運転者台帳において、運転者となった日が福祉有償運送運転者講習会前になっている運転者がおりますが、講習受講前には運転を行っていないことを確認しております。

以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

【会長】 ありがとうございます。

それでは、続きまして3件目でございます。特定非営利活動法人地域住民の安全生活応援団につきまして、所管の八王子市さんより説明をお願いいたします。

【八王子市】 八王子市でございます。よろしくお願いいたします。

初めに、八王子市の需給状況についてご説明いたします。八王子市は本年3月31日現在で人口は56万1,407人となっております。続いて資料4-3をごらんください。

タクシーの運行状況ですが、11社運行しており、車両の保有台数は386台となっております。ユニバーサルデザインタクシーにつきましては9社で76台、福祉タクシーにつきましては1社で1台、介護タクシーにつきましては58社で68台、福祉有償運送につきましては12団体で39台、それぞれ運行されております。

介護保険の要介護認定者につきましては、本年1月31日現在で1万9,408人、要支援認定者につきましては8,255人となっております。また、障害の認定者でございますが、身体障害者手帳所持者が1万5,584人、愛の手帳所持者が4,489人、精神障害者福祉手帳所持者が5,633人、いずれも本年4月1日時点の数となります。

それでは、No. 3、NPO法人地域住民の安全生活応援団についてご説明いたします。前回からの変更点は事務局説明のとおりでございます。なお、使用車両に係る変更届につきましては、本年6月18日に東京運輸支局に提出済みであることを確認しております。また、本年6月27日に法人事務所を訪問し、運営記録簿等の書類を確認いたしました。使用車両につきましても確認し、適正に運営がなされている状況をご報告いたします。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。以上でございます。

【会長】 ありがとうございます。

それでは、以上で更新協議の3団体3件についての補足の説明が終わりました。早速でございますが、委員の皆様より、ご意見、またご質問等がございましたらお願いいたしたいと思います。いかがでしょうか。

どうぞ。

【委員】 資料4-1がよくわからないのですが、タクシー、UDタクシー、福祉タクシー、介護タクシー、福祉有償運送、ここで福祉タクシーというのは一体何ですか。そこを教えてください。

【会長】 回答は事務局でよろしいですか。

【委員】 もうちょっとわかりやすく質問を申し上げますと、タクシーというのは4条で運行して、流して運行するのがタクシーです。UDタクシーは全く4条のタクシーで流して運行するのと、リフトがついていたり、スロープがついていたりするもの。福祉タクシーはそういう意味では4条なのか、限定4条なのか、その辺はどうですか。

【特別幹事会事務局】 事務局からご説明させていただきます。今回、資料の表に表示させていただいた福祉タクシーのところでございますが、身体障害者の方の外出時の移動をとということで掲示したところがございますが、今ご指摘いただいたところがありますので、今の質問のところがしっかりわかるような形で今後表記できようになりたいと思っております。今回、本当にわかりにくい、福祉タクシーなのか介護タクシーなのか、UDタクシーなのか区別がつきにくいところがありますので。

【委員】 制度的には4条と限定4条とどちなのかということです。多分、これはリフトつきバンを意味しているのか、もう一つは、昔言われていた福祉タクシーというのは、一般の流しているタクシーに何となく車椅子のマークをつけて福祉タクシーと呼んでいるのもあるので、どっちを意味しているのかがよくわからないんです。ですから、この辺の定義はよくわからないので、整理しておいていただきたい。介護タクシーは限定4条で、送迎をするけれども一般に流してはいけないというルールがありますので、そのルールをはっきり置いて、何条のタクシーという形で整理しないと、ほかの人にもわからないと思うんです。その整理をよろしくお願いします。

【特別幹事会事務局】 次回、しっかり提示したいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

【会長】 委員、ありがとうございました。次回の協議会までにしっかり整理させていただきますと思います。



ほかにご意見、ご質問等。

【委員】 今の先生のご発言で、もしよろしかったら事務局の方、整理したものを先生にメールか何かで見せていただければよろしいのではないのでしょうか。

【特別幹事会事務局】 わかりました。

【会長】 ご意見ありがとうございます。

それでは、引き続きご質問、ご意見等ございましたら、よろしくお願ひしたいと思いますが、いかがでしょうか。

【委員】 幹福社会と申します。団体さんに質問ですけれども、資料4-1の中で、研修の状況についてというところで、知的障害者の精神的負担を軽減するために、ドライバーと利用者が運行時に初対面とならないように、事前に顔合わせをしていると記されているんですけれども、この事前の顔合わせというのはどのタイミングで、どこで行われているか。また、その際に費用負担など出るかどうか教えていただければと思います。

【会長】 これは調布市さんのNPO法人エクセルシアさんでしょうか。よろしくお願ひします。

【エクセルシア】 特定非営利活動法人エクセルシアと申します。ただいまの質問にありました件ですが、当団体ですと、特別支援学校に入学、またその後の放課後デイサービスに移動するときに利用されるお子様がいらっしゃいます。ですので、大体3月ぐらいに面接をして、事前に顔合わせをして、数回無料でお母様、お父様と一緒に送迎という形をさせていただいた上で、4月の入学後にご利用いただくという形になっております。

以上です。

【会長】 委員、よろしいでしょうか。

【委員】 はい。

【会長】 ほかにこの3団体3件につきまして、ご質問、ご意見等ございましたらお願ひしたいと思います。

【委員】 私から羽村市の社会福祉協議会の方にご質問したいのですが、かなりご高齢の方もドライバーでいらっしゃるんですけれども、健康管理についてどのようになさっているのでしょうか。ドライバーの中にはもうリタイアされた方もいらっしゃるでしょうし、市の健康診断も受けていらっしゃると思うのですが、そういったものを把握か何かなさっているのでしょうか。教えていただけますか。

【羽村市社会福祉協議会】 社会福祉協議会と申します。どうぞよろしくお願ひします。

今ご質問のありました健康面についてということで、まず第1には、口頭で毎年4月の段階にどうですかということで、健康診断も受けているということをお口頭で伺っています。あと、日々の運行の前に必ず今日の体調はどうですかということで、チェック表を用いまして健康チェックを行っているところでございます。

以上です。

【会長】 委員、よろしいですか。

【委員】 一応、羽村市社会福祉協議会も道路運送法に沿って、事業としてなさっているわけですね。ですから、今日、ほかのNPO団体も健康診断は把握していますということもありますから、ぜひその辺は社協としても、有償ボランティアの人たちとかを入れると、またそこは管理、マネジメントがなかなか大変かと思いますが、できる限り把握していただいたほうがよろしいのではないかと思います。

【会長】 委員、ありがとうございます。

それでは、ほかに質問、ご意見等ございましたらお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

はい、どうぞ。

【委員】 せっかくなので、今のものにも関連するんですけども、おそらく福祉有償運送は、割と高齢の方のドライバーの活躍の場でもあるのかというようなものがある程度前提になっているような気がするのですが、昨今、かなりマスコミなどでも取り上げられているように、高齢ドライバーの方の事故も増えているという中で、今のお話のやりとりにもあったように、そういった健康診断をという話もあるとは思いますが、本当にそれだけでいいのだろうか。もうちょっと例えばブレーキとアクセルの踏み間違いを防止する装置をつけるとかというような、物理的な対策を今後とっていく必要があるのかとも思うんですけども、おそらく本業のタクシー会社の皆さんも高齢ドライバーの方もいらっしゃるかと思います。そのあたりタクシー会社の方からもある程度サジェスチョンをいただけたらありがたいと。それをぜひこの場のNPOの皆さんと共有できたら非常に実のあるものになるのではないかと思います。意見をさせていただきます。

【会長】 委員、ありがとうございます。今このようなご意見をいただきましたので、もしタクシー業界の皆様から何かお話があれば、この場でご披露いただければと思います。

よろしく申し上げます。

【委員代理】 タクシー協会と申します。今いただいたご意見ですけども、タクシー

事業所に関しましては、一応65歳以上のドライバーについては3年に1回、それから75歳を超えたドライバーについては毎年、必ず適齢診断というのを受けるようになっていきます。そこで、健康だけではなくて、運転操作、判断力、その辺も必ず診断を受けて、その結果を会社に報告し、会社はその結果を受けて指導・教育をするという流れで、ドライバーに関しては必ずそういった指導をしているというのが現状です。これは規則で定められておりますので、必ず各社はやっているということになります。

以上です。

【会長】 委員、ありがとうございました。

【委員】 私、北海道の中頓別というところでボランティアドライバー16人に協力していただいて、ウーバーの、実際ウーバーというのはライドシェアを実践しているんですけども、もう3年になります。教習所で訓練して、毎月1回必ずチェックするための会合を開いて、そして3年を経過しました。今のところ運よく事故がゼロになっています。ですから、そういう教育面と技術的な面、そしてなおかつ機器を用いた、ブレーキをどういうつくりにするかということもあると思いますので、多面的にやられたらどうですか。多分、ブレーキの補助ぐらいだったら役所から出せるのではないですかね。それはぜひご検討ください。そのくらいの予算は出してもいいでしょうという感じです。

【会長】 委員、ありがとうございます。急ブレーキ、発進防止装置につきましては、都知事が喫緊の課題ということで今検討しているようなので、その辺も活用しながら自治体としては、運輸業にかかわらず、高齢者ドライバーについては今後対応していくことになろうかと思っておりますので、そういったことも含めた中で、あわせて検討できればと思っております。

それ以外で何かご質問、ご意見等ございましたらお願いしたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、更新3団体3件につきましては、一部資料につきましては、先ほど委員からご提議いただきました部分については事務局で整理させていただき、次回の会議までに委員確認のもとに少しわかりやすい表現にしたいと思っております。また、健康管理とかブレーキの関係につきましては、いろいろ情報を共有しながら、今後それぞれの所管課におきまして、多面的にしっかり対応していく方向で考えていただければと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

それでは、今回の更新3件の協議につきましては、特別幹事会では了承ということで、運営協議会に諮りたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【会長】 ありがとうございます。

それでは、続きまして、今度は新規の協議でございます。新規協議1団体の審査に入りたいと思います。特定非営利活動法人ケアセンター八王子につきまして、八王子市さんより補足説明等がございましたらお願いしたいと思っております。よろしく申し上げます。

【八王子市】 八王子市でございます。よろしくお願ひいたします。

No. 4、NPO法人ケアセンター八王子についてご説明いたします。市内の需給状況につきましては、先ほど資料4-3で更新団体の際にご説明したとおりでございます。

続きまして、資料3、一番下の4番をごらんください。ケアセンター八王子は平成15年に設立された特定非営利活動法人で、事務局は八王子市の散田町に設置しております。高齢者、障害者等を対象として、訪問介護、生活援助等の在宅福祉サービス事業、介護予防、また安否確認・見守り支援事業、外出援助などの支援事業を行うことで、高齢者、障害者等が地域の中で自立した生活が送れる社会の実現に寄与することを目的として活動しております。運送の対価につきましては、初乗り走行2キロまでで350円、以後1キロごとに150円で登録申請の予定でございます。運送の対価以外の対価につきましては、迎車回送料金を250円、介助料金を1,250円、待機料金及び添乗料金を30分1,250円、以後30分ごとに1,250円で登録申請の予定です。使用車両は車椅子車が1台、セダン型が2台、計3台でございます。

本年5月21日に法人事務所を訪問しまして、運営体制等を確認いたしました。使用車両につきましても確認し、適正に管理がなされている状況をご報告いたします。

ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。以上でございます。

【会長】 ありがとうございます。

それでは、委員の皆様よりご意見、ご質問等がございましたら、お願いしたいと思います。いかがでしょうか。

【委員】 まだ何もやっていないんですね。

【会長】 委員。

【委員】 利用者の方々は要介護者、要支援者の方ですけれども、通院か何かでご利用されるのでしょうか、どういった目的で利用される方々でしょうか。教えていただければ

と思います。

【ケアセンター八王子】 八王子ケアセンターと申します。要介護、要支援者の方は主に通院介助で使われております。実は限定福祉で許可をいただいた団体でありまして、乗降介助等々の介護保険の中で主に通院介助をやっておりました。

【委員】 そうすると、もう一つ補足的な質問ですけれども、こちらは訪問介護事業所みたいのをもう併設されているということでしょうか。

【ケアセンター八王子】 はい、そのとおりです。

【委員】 訪問介護事業所で通院と乗降介助をやっていたということで、継続してやると。

【ケアセンター八王子】 そうです、そのとおりです。

【委員】 ありがとうございます。

【会長】 ありがとうございます。それでは、ほかにご質問、ご意見等ありましたら受け付けさせていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

ありがとうございます。それでは、今回の新規の協議につきましては、本特別幹事会では了承ということで、運営協議会にお諮りしたいと思います。よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【会長】 ありがとうございます。

それでは、以上で協議・審査申請された団体、更新3件、新規1件の審査は全て終了いたしました。

続きまして、次第の7でございます。その他について、事務局よりお願いします。

【特別幹事会事務局】 本日ご了承いただきました件につきましては、来月の運営協議会において特別幹事会会長より報告を行い、ご協議いただきますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

【会長】 ありがとうございました。

今後の予定については、運営協議会事務局の東大和市さんよりお願いしたいと思います。

【運営協議会事務局】 運営協議会事務局、東大和市でございます。今後の予定につきましてご報告させていただきます。第1回運営協議会を8月21日水曜日に開催いたします。本日ご了承いただきました案件をご協議いただく場となります。開始時刻は午後1時

30分から、会場は当東京自治会館、場所は第4・第5会議室という形で今は予約している状況でございます。運営協議会委員の方におかれましては、ご出席のほどよろしくお願い申し上げます。

私からは以上でございます。

【会長】 ありがとうございます。

運営協議会事務局より、次回の運営協議会の日程が示されました。運営協議会の委員の皆様におかれましては、ご出席をお願いしたいと思います。

それでは、これをもちまして、第1回の特別幹事会を閉会したいと思います。本日はどうもありがとうございました。

— 了 —